



慶應義塾大学ビジネス・スクール

## 外国企業説明責任法と中国企業上場廃止

5

### 1 公開企業会計監視委員会の検査

エンロン (Enron) やワールドコム (WorldCom) といった 21 世紀初頭の大規模粉飾事件を受けて、  
アメリカでは 2002 年にサーベインズ・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002, SOX) が成立した。  
SOX は内部統制を強化する規定が盛り込まれている。

10

エンロンの粉飾事件においては、当時の 5 大会計事務所の一郭、アーサー・アンダーセン (Arthur Andersen) が深く関与しており、粉飾に関する証拠湮滅を図ったという経緯があったため、SOX には会計監査に対する検査規定も盛り込まれている<sup>[1]</sup>。SOX によって設立された非営利法人、公開企業会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board, PCAOB) は、上場企業などの会計監査を検査している。従来、上場企業などの監査を担当する会計事務所は、自主規制によって相互に監査の品質確認をしていたが、SOX によって PCAOB による独立した検査を受けることが義務となった。アメリカ国内の会計事務所も国外の会計事務所も、株式などを発行する企業の監査報告書を作成するか、監査報告書の作成プロセスで重要な役割を果たしていれば、PCAOB に登録して定期的な検査を受けなければならない。PCAOB に登録している外国の会計事務所に対しては、少なくとも 3 年に 1 回、検査が行なわれる<sup>[2]</sup>。

15

20

当初は、イギリス、EU 加盟国、スイス、中国など、PCAOB 検査を実施するのに障碍のある国・地域があった。このうち、ヨーロッパにおいては、2011 年までに PCAOB 検査を受け入れる仕組みがほぼ整った。依然として、大きな障碍が残っているのは中国である。

25

<sup>[1]</sup> アーサー・アンダーセンは公務執行妨害の幇助で有罪判決を受け解散した。公務執行妨害の有罪判決は上告審では覆っている。

<sup>[2]</sup> 以下、Elizabeth P. Gray and Jessica L. Matelis, "PCAOB Foreign Inspections — A Chinese Conundrum," *The Review of Securities & Commodities Regulation* 44 (12), June 2011, 145-151 による。

このケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール教授 太田康広がクラス討議の資料として作成した。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクールまで (〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444, e-mail: case@kbs.keio.ac.jp)。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法 (電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない) による伝送も、これを禁ずる。ケースの購入は <http://www.bookpark.ne.jp/kbs/> から。

30

Copyright © 太田康広 (2022 年 5 月作成)